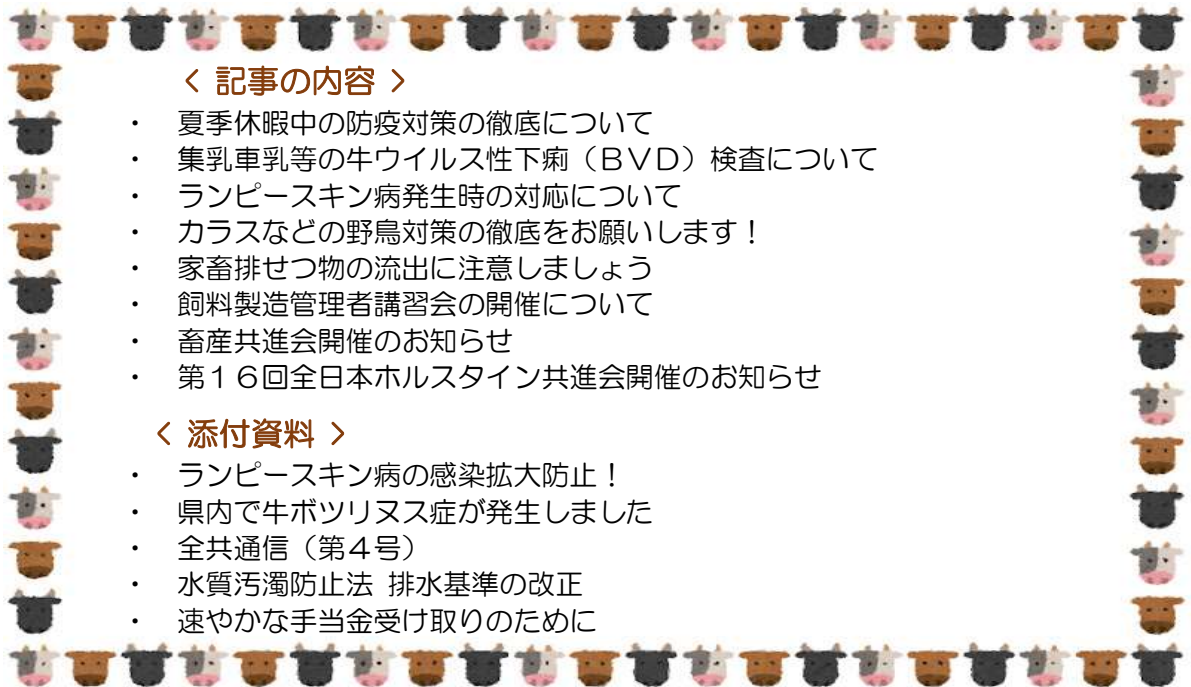


～ や え が さ た よ り ～

令和 7 年 8 月号



＜ 記事の内容 ＞

- ・ 夏季休暇中の防疫対策の徹底について
- ・ 集乳車乳等の牛ウイルス性下痢（BVD）検査について
- ・ ランピースキン病発生時の対応について
- ・ カラスなどの野鳥対策の徹底をお願いします！
- ・ 家畜排せつ物の流出に注意しましょう
- ・ 飼料製造管理者講習会の開催について
- ・ 畜産共進会開催のお知らせ
- ・ 第16回全日本ホルスタイン共進会開催のお知らせ

＜ 添付資料 ＞

- ・ ランピースキン病の感染拡大防止！
- ・ 県内で牛ボツリヌス症が発生しました
- ・ 全共通信（第4号）
- ・ 水質汚濁防止法 排水基準の改正
- ・ 速やかな手当金受け取りのために

● 夏季休暇期間中の防疫対策の徹底について

まもなくお盆などの夏季休暇を迎え、国内外で人や物の動きが活発になることが予想されます。一方で、韓国などの日本の周辺国では口蹄疫など日本での発生のない家畜伝染病が発生しており、旅行者の荷物や持ち込む食品内にウイルスが付着している可能性もあります。農場従事者の不要不急の海外渡航は控え、関係者以外が農場内に入ることのないよう、衛生管理区域の柵やロープでの明確な区分や、立入禁止の表示などを再度確認してください。



● 集乳車乳等の牛ウイルス性下痢（BVD）検査結果について

牛ウイルス性下痢（BVD）は慢性の下痢や流産などの繁殖障害を引き起こす届出伝染病です。継続的にウイルスを排泄する持続感染（PI）牛の摘発が農場での汚染を防ぐために重要です。BVD ウイルスのまん延防止・清浄性の確認のため群馬県では集乳車乳やバルク乳を用いた BVD 検査を年2回実施しています。



今年度7月に県央クーラーステーション等で検査を実施しましたが、BVD ウイルスは検出されませんでした。次回の検査は令和8年1月頃を予定しています。ご協力をお願いします。

また、今年度、群馬県内で PI 牛が摘発されています。当該牛は育成牛で預託前の検査で摘発されました。母牛が預託牧場で妊娠中に BVD ウイルスに感染したことで、出生した子牛が PI 牛になったと疑われています。「導入牛や預託前の検査」に加え、「導入牛及び預託先から退牧した牛の産子の検査」が重要です。ぜひご検討ください。検査手数料は1頭あたり 1,290 円です。

ランピースキン病発生時の対応について

昨年度、九州でランピースキン病が発生したことを踏まえ、ランピースキン病が発生した場合は以下の対応を実施することとなりました。ランピースキン病の発生を防ぐため、飼養衛生管理基準の遵守や吸血昆虫対策（添付リーフレット参照）等の実施をお願いします。また、ランピースキン病を疑う症状（全身の皮膚に結節の発生など）の牛が確認されましたら、家畜保健衛生所までご連絡をお願いします。

ランピースキン病が発生した農場

- ✓ ランピースキン病に感染した牛（感染牛）の速やかな隔離・殺処分
- ✓ 感染牛から搾乳された生乳等の廃棄処分
- ✓ 飼養牛の臨床検査・ワクチン接種の実施
- ✓ 農場の消毒や殺虫剤の散布
- ✓ 牛の移動・出荷制限（感染牛の殺処分完了日から 28 日間）



ランピースキン病発生農場から 5km 以内にある農場

- ✓ 殺虫剤の散布
- ✓ 飼養牛のワクチン接種
- ✓ 牛の移動・出荷制限（ワクチン接種完了から 21 日間）



カラスなどの野鳥対策の徹底をお願いします！

県内でサルモネラ症（※）やボツリヌス症（※）といった牛の病気が発生しています。これらの原因菌が侵入してくるルートの一つにカラスなどの野鳥の飛来があります。

また、東部管内には複数の畜種が密集している畜産団地もあります。現在国内で問題となっている高病原性鳥インフルエンザや豚熱のウイルス侵入ルートの一つとして野鳥があげられます。地域一帯で病気の発生を防止するため、カラスなどの野鳥の誘因防止対策の徹底をお願いします。

畜舎・堆肥舎へ
防鳥ネットの設置



農場・畜舎周囲の
除草や樹木の伐採



※サルモネラ症（一部届出伝染病〔*S. Typhimurium*、*S. Dublin*、*S. Enteritidis*〕）

牛がサルモネラ菌に感染すると発熱や下痢、流産などを引き起こします。一度発生すると農場に甚大な経済的損失をもたらすだけでなく、清浄化まで防疫対策の負担も大きく、終息までに数か月を要します。サルモネラ菌は保菌牛の導入やネズミ・カラス等を介して農場に侵入します。

※ボツリヌス症

ボツリヌス菌が産生した毒素で汚染された飼料等を食べた牛が毒素により突然の起立不能、呼吸困難等を起こし、死亡します。この毒素は細菌が産生する中で最も強力と言われており、国内では600頭もの牛がボツリヌス毒素により死亡した事例も確認されています。ボツリヌス菌は広く自然界に分布しており、カラスなどの野鳥が持ち込む可能性もあります。

家畜排せつ物の流出に注意しましょう

近年は夏場に突然、大量の雨が降ることが多くなりました。

大雨により家畜排せつ物や堆肥が、周辺の土地や道路等に流出することも心配されます。



- 畜舎や堆肥舎の修繕、周辺の清掃をきちんと行っていますか？
- 畜舎や堆肥舎に雨水が流入しないように対策はできていますか？
- 畑に搬出した堆肥は、散布後、速やかに耕耘していますか？

日頃から家畜排せつ物の適正管理を意識し、今一度確認をお願いします。

飼料製造管理者講習会の開催について

落花生油かすを原料とする飼料、または、抗菌性物質製剤を含む飼料等を製造している場合、自家配合農家においても飼料製造管理者の設置が必要です。

- ・ 申請期間：令和7年7月16日～8月29日 ＊郵送は必着
- ・ 開催日：令和7年1月8日～2月27日（受講期間）、2月27日（試験日）
- ・ 受講方法：e-ラーニングシステムでの動画視聴（一時中断、再開も可能）
＊4時間講義×9回、全36時間
- ・ 試験方法：最寄りのテストセンターでコンピュータによる試験を実施
- ・ 受講料：48,500円 ＊別途サブテキスト代要。
- ・ 問合せ先：独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部 飼料管理課

※申請書、開催情報（FAMIC ホムページ）→http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html

畜産共進会開催のお知らせ

○東部地域予選会（出品者農場における巡回審査）

（１）開催日

繁殖和牛の部：令和７年１０月３日（金）

乳牛の部：令和７年１０月６日（月）

（２）申込方法

出品を希望される方は、家畜保健衛生所までご連絡ください。

関係書類をお送りします。

申込〆切 繁殖和牛の部：９月２６日（金）

乳牛の部：９月３０日（火）



○群馬県畜産共進会

山羊の部：令和７年 ８月２９日（金） 渋川家畜市場

繁殖和牛の部：令和７年１１月１０日（月） 群馬県畜産試験場

乳牛の部：令和７年１１月１７日（月） 群馬県畜産試験場

第１６回全日本ホルスタイン共進会開催のお知らせ

開催日：令和７年１０月２５日（土）、２６日（日）

会場：北海道勇払郡安平町ホルスタイン共進会会場

※県予選会は、令和７年９月２６日（金）に群馬県畜産試験場にて開催されます。



《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課までご連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）

〒３７３－０８０５ 群馬県太田市八重笠町３６１－３

電 話：０２７６－４５－２０４１、ＦＡＸ：０２７６－４５－９９９４

※「やえがさだより」は、群馬県ホームページにも掲載しています。ご活用ください。

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

ランピースキン病の感染拡大防止！

車両や人による

農場から農場への伝播を防止しましょう

ランピースキン病は、主にサシバ工等による機械的伝播により感染が拡大しますが、車両や人もウイルスを運ぶ可能性があります。

車両がウイルスを運ばないために

農場の自家用車、集乳車、飼料運搬車、獣医師、人工授精師、薬品・資材業者、家畜運搬業者、関係団体など農場に出入りする全ての車両

- 農場に出入りする**全ての車両**は**洗浄・消毒、殺虫**を徹底！
- **車内に入り込んだサシバ工等**も、確実に殺虫！

特に寒い時期、サシバ工等は温かい車両に集まりやすく、車内にも侵入します。

車体に
集まったハ工



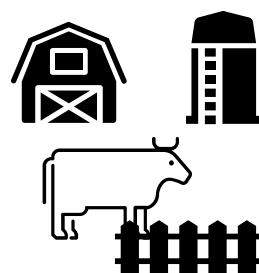
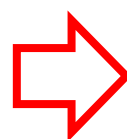
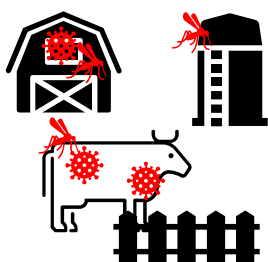
資材（牧草ロールや敷料など）にもサシバ工等が入り込む可能性があるため、搬入時確認！

人がウイルスを運ばないために

特に獣医師、人工授精師等、牛に直接接触する者

- 農場ごとに**専用の衣服、長靴（ブーツカバー）**交換の徹底！
- **注射針、人工授精用器具等**は確実に一頭ごとに交換又は消毒！
- **聴診器等、皮膚に接触する器具**も適切に消毒！

農場から農場への感染拡大防止！



県内で牛ボツリヌス症が 発生しました

(発生状況) 1戸
(症状) 起立不能、急死を示す牛を複数確認

【牛ボツリヌス症とは・・・】

- ・ボツリヌス菌が作る神経毒素による中毒
- ・毒素に汚染された変敗サイレージやカラス等野生動物の死骸や糞が混入した飼料を食べることで発症する

【牛ボツリヌス症の主な症状】

- ・後駆から始まる麻痺による起立不能
- ・食欲不振
- ・よだれ
- ・急死

数日間で農場内のほぼ全ての牛が死ぬこともあります

(発生予防対策)

飼料や環境の衛生管理が重要です！

- ①野生動物が牛舎内に侵入しないようにしましょう
- ②カラス等の死骸は適切に処理しましょう
- ③野生動物の糞や死骸が餌や水へ混入しないようにするとともに、飼水槽の清掃をしましょう
- ④変敗したサイレージ等を与えないようにしましょう
- ⑤発生予防にはワクチンが有効です

不明な点は家畜保健衛生所や管理獣医師に御相談ください

農政課家畜防疫対策室 TEL 027-226-3111
西部家畜保健衛生所 TEL 027-362-2261
利根沼田家畜保健衛生所 TEL 0278-24-3888

中部家畜保健衛生所 TEL 027-288-0371
吾妻家畜保健衛生所 TEL 0279-75-2240
東部家畜保健衛生所 TEL 0276-45-2041



全共通信

第13回開催テーマ「和牛新時代 地域かがやく和牛力」
群馬県スローガン(前回)「前進！火の玉つかめ上州和牛」

第8区(肥育去勢牛)対策受精卵、117頭受胎

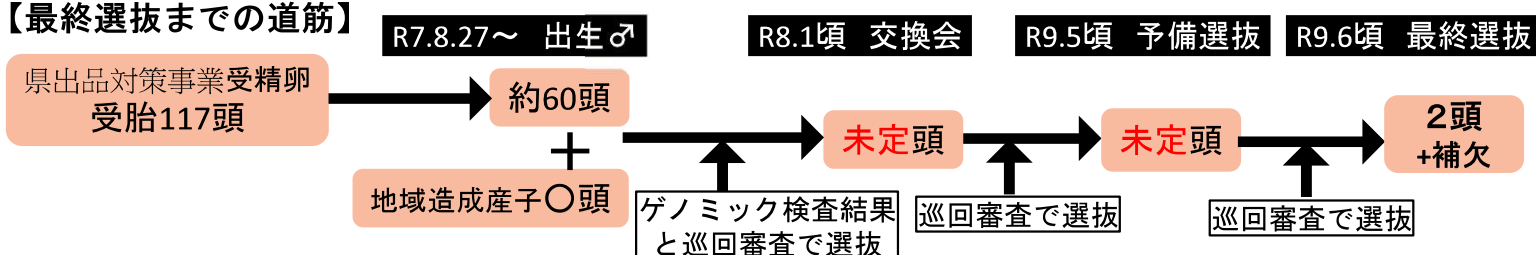
第13回大会スローガン
もうすぐ投票締切！！

- ★ 昨年11月15日から1ヶ月程度の間には肉牛の部第8区(去勢肥育牛)出品牛造成用の受精卵318個が移植され、117頭の受胎が判明しました。
- ★ 移植に御協力いただきました農家様におかれましては、ありがとうございました。
- ★ 今後は、産子が安全に生まれ、健康に育つよう、経過の御報告や、疾病対策について、引き続き御協力をお願いいたします。

受精卵の血統			受胎頭数	受精卵の血統			受胎頭数
あつだ229の1	×	福勝鶴	1	しのめ456	×	福勝鶴	8
あつだ277	×	福之鶴	2	しらきよひめ	×	福勝鶴	1
あつだ277	×	福勝鶴	2	しらきよまち	×	福勝鶴	4
あつだ287	×	福勝鶴	1	しらきよまち	×	福之鶴	3
あつだ288	×	福勝鶴	3	しらきよまち1	×	福勝鶴	1
あつだ373	×	福勝鶴	6	すばる672	×	福之鶴	9
あつだ505	×	福勝鶴	14	たけい4の20	×	福之鶴	4
あつだ515	×	福之鶴	2	ちずいと333	×	福勝鶴	1
あつだ532	×	福勝鶴	1	はなふく2	×	福之鶴	3
いちともひめ	×	福勝鶴	6	はらきよさくら	×	福勝鶴	2
うめあさみ3	×	福勝鶴	3	ひな1の1	×	福之鶴	12
かなう116	×	福之鶴	2	ひらかわ30	×	福勝鶴	5
かみひめ	×	福勝鶴	7	みなかみひめ	×	福之鶴	1
こころ79の3	×	福之鶴	4	みやび	×	福勝鶴	1
しのめ455	×	福勝鶴	4	れいわ1ごう	×	福之鶴	4
計							117

- ★ これら第8区対策受精卵以外の地域造成産子も把握したいため、出品牛造成の取組をされている方は運営委員会へ至急、報告をお願いします。

【最終選抜までの道筋】



第8区(肥育去勢牛)分娩前巡回始まる

- ★ 第8区用に作出された牛の分娩が令和7年8月27日から始まります。
- ★ 分娩の前に母牛の健康状態や疾病対策、今後のスケジュール等の確認を兼ねて、巡回を行います。
- ★ 巡回は7月から8月にかけて実施する予定ですので、ご協力をお願いします。





種牛の部出品希望農家巡回状況について

- ★ 本年4月に種牛の部出品希望の14農家を対象に巡回を行い、以下の出品条件について確認しました。



出品区	第2区	第3区
授精時期	令和7年3月17日～6月14日	令和7年6月15日～9月14日
産肉能力条件	父牛、母牛、本牛のいずれかが本原登録牛または高等登録牛 (父牛、母牛が基本登録牛でも、本牛が「育種価資格本原」であれば出品可能)	
母牛の条件	自県産であること 新条件	
母牛の繁殖能力条件	いずれかの条件を満たすもの ① 高等登録牛 ② 基本・本原登録牛の場合は次の条件を満たすもの ■ 初産月齢28ヶ月以内 ■ 分娩間隔の育種価または期待育種価が県の平均(B)以上 または、 分娩間隔(出品候補牛が生まれた時点、または正式申込時)400日以内	
父牛の年齢制限	平成25年10月1日以降生まれ 新条件	
飼育期間	申込から最終審査まで同一人が3ヶ月以上所有・飼育	

- ★ 出品希望者についても、まだまだ募集中です。



第2区若雌の1 繁殖期間中！

- ★ 種牛の部、第2区の繁殖期間中(授精時期:令和7年6月15日～9月14日)です。
★ 出品希望者は、もう一度出品要件を確認のうえ、繁殖を実施してください！！

第13回全共 群馬県スローガンの投票締切迫る！

全共出品に向けた「群馬県スローガン」に過去最高の8作品の応募がありました。現在、投票を行っており、締切を7月31日(木)とさせていただきます。
皆様の投票をお待ちしております！！

《スローガン案(ご応募順)》

- ① 一牛入魂 上昇上州和牛
- ② 牽牛星(けんぎゅうせい) 蝦夷地を駆く群馬上州和牛
- ③ 気魄一闪(きはくいっせん)。上州和牛
- ④ 結束で 示せ力だ 群馬の誉れ
- ⑤ 群馬の和牛は日本一。北の大地に鶴よはばたけ！！
- ⑥ 上州魂見せつけろ！一致団結和牛全共！！
- ⑦ 和牛の精鋭たちよ、鶴のごとく舞え！
- ⑧ 和牛全共で切り開け！ぐんまの未来！！

群馬県スローガンは、本投票結果を参考に、令和7年度の出品対策協議会にて、決定される予定です。

投票フォームは
こちら↓



または、こちら↓

<https://logoform.jp/form/9cfD/1059454>

排水基準の改正

令和7年7月1日から施行

○「硝酸性窒素等」の排水基準は、排水量にかかわらず「畜産農業全体」が対象となっており、下記のように改正されます。

改正点

現在の暫定基準

令和7年6月30日まで

豚：400mg/ℓ

牛：300mg/ℓ

馬：100mg/ℓ（一般排水基準）

今後3年間の暫定基準

令和7年7月1日～令和10年9月30日

豚：400mg/ℓ（据え置き）

牛：100mg/ℓ（一般排水基準）

馬：100mg/ℓ（変更なし）

※「硝酸性窒素等（mg/ℓ）」

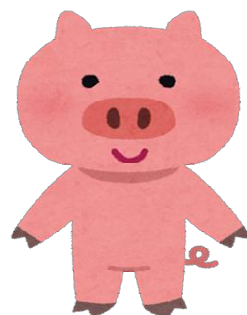
＝「アンモニア性窒素」×0.4＋「亜硝酸性窒素」＋「硝酸性窒素」

○平成23年4月1日から排出水の「年1回以上の自主測定※1」と「記録※2の3年間保存」が義務付けられております。

※1 日平均排水量10m³以上の事業場に適用（硝酸性窒素等有害物質を排出する届出をしている場合は日平均排水量10m³未満でも定期的な測定が必要）

※2 記録：水質測定記録表と計量証明書等の資料

毎年、水質測定をして浄化槽を適正に管理しましょう！
記録表や計量証明書などを3年間保存しましょう！



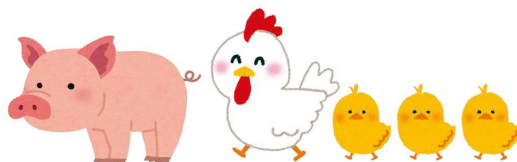
速やかな手当金受け取りのためには 日頃からの伝票情報等の整理が重要です

家畜伝染病発生の際、速やかに手当金等の交付を受けるためには、日頃から伝票情報等を整理・保管しておく必要があります。

家畜の評価に必要な資料の一例

1 導入に要する費用が分かるもの

- 導入日齢、導入日、品種、導入頭羽数、日齢、性別、価格が記載された伝票等が必要
- 消費税額が分かる必要あり



2 生産に要する費用が分かるもの

- 当該家畜の生産に係る伝票、およそ直近1年分が必要
- 飼養期間が短期間に限定されている場合は、生産に直接関係する伝票でも可能
- 生産物の製品化に要する費用については、生産にかかる費用として計上しない
- 消費税額が分かる必要あり



3 出荷に要する費用が分かるもの

- 種類毎におよそ直近1年分が必要
- 通常の平均出荷日齢を確認する必要がある
- 廃用時に販売価格がない場合についても、平均廃用日齢を算出するために必要
- 消費税額が分かる必要あり



物品の評価に必要な資料の一例

1 販売価格が分かるもの

- 卵や堆肥の通常の販売価格、重量等が分かる資料が必要
- 実際に焼埋却した飼料等に係る伝票が必要
- 消費税額が分かる必要あり



詳細については、農林水産省HPをご覧になるか、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

